

緑化助成制度
(みどりの街並みづくり助成制度)

よくある質問と回答 (Q&A)

区 HP 用

令和8年度版

緑化助成事業に関するQ & A

《制度全般に関すること》	1
Q1-1 新築でこれから外構工事の計画を立てるが、緑化助成を利用できるか？	1
Q1-2 すでに緑化や塀等の撤去の工事に着手（もしくは完了）してしまった。いまからでも申請できるか？	1
Q1-3 購入した住宅に、樹木が植栽されていた。要件を満たしているが、事後申請で助成を受けられるか？	1
Q1-4 樹木に枯れている部分がある。植え替え費用は助成対象になるか。	2
Q1-5 メッシュフェンスは遮蔽物にあたるか？	2
Q1-6 道路と敷地に高低差がある場合も縁石の高さは 0.4m 以下にしなければ助成対象にならないのか？ ...	2
Q1-7 既にある植栽済みの緑化区画を拡張する場合や、既存緑化区画にさらに植栽する場合は、助成対象になるか？	3
《樹木緑化に関すること》	4
Q4-1 樹木の高さはどのように判断するか？	4
Q4-2 樹木を複数植えた場合の領収書は、支払の総額がわかればよいか？	4
《フェンス緑化に関すること》	4
Q5-1 フェンスであれば、どのような形状でも対象になるか？メッシュフェンスだと中が丸見えなので、中が見えにくいフェンスにしたいと思っているが、助成の対象になるか。	4
《プランター緑化に関すること》	5
Q6-1 プランター緑化で助成対象となるもの、助成対象とならないものは何か？	5
Q6-2 現在使っていないプランターが家にある。これに新たに樹木を植えた場合にも、助成を受けられるか？	5
Q6-3 道路から視認できれば、室内や屋根がある場所への設置でもよいのか？	5
Q6-4 プランター購入後に申請をする場合、どのような状態になっていれば申請できるか？ 購入したプランターが確認できればよいか？	6
Q6-5 「植栽時の高さが 0.3m 以上の樹木を 1 本以上植栽すること」とあるが、それ以外には何を植えても自由か？	6
《塀や舗装の撤去に関すること》	7
Q7-1 高さ何センチからが、塀の撤去費用の対象になるのか。	7
Q7-2 緑化をするつもりで、塀だけ先に撤去してしまった。写真は残っているので、助成を受けられないか。	7
《手続き・書類等に関すること》	7
Q8-1 緑化をする土地所有者が、助成金の申請手続きを代行してほしいと言っている。緑化をする本人に代わって、手続きを代行することはできるか？	7

《制度全般に関すること》

Q1-1 新築でこれから外構工事の計画を立てるが、緑化助成を利用できるか？

A 練馬区まちづくり条例で規定されている開発事業にかかる土地や、開発区域の面積が 300 m²以上で建築や開発行為を行う場合は、緑化基準に沿った緑化の義務があります。開発行為等で過去に緑化計画の申請があり、完了届未提出の場所で建築する場合も同様です。

該当する場合、緑化基準の範囲内は、助成の対象外です。緑化基準を超えて緑化を行う場合、超えた部分が助成対象となります。

その他、売買等を目的として土地または建築物を緑化する方、住民税等を滞納している方等は対象外となります。

対象となるかどうか不明な場合は、事前に区へご確認ください。

Q1-2 すでに緑化や塀等の撤去の工事に着手（もしくは完了）してしまった。いまからでも申請できるか？

A 中高木が4本以下の樹木緑化とプランター緑化以外は、工事着手前に区へ事前相談し、申請していただくことが必要なため、すでに着手（もしくは完了）してしまった場合は、助成対象外となります。

なお、塀や舗装の撤去には着手してしまいましたが、緑化工事が未着手である場合は、緑化工事についてのみ申請することはできます。この時も、助成金の交付決定後に着手する必要があります。

樹木緑化（中高木5本以上は除く）およびプランター緑化は、緑化後であっても助成を申請することができます。この場合でも、緑化資材の購入後2か月経過すると助成の対象外となりますのでご注意ください。

Q1-3 購入した住宅に、樹木が植栽されていた。要件を満たしているが、事後申請で助成を受けられるか？

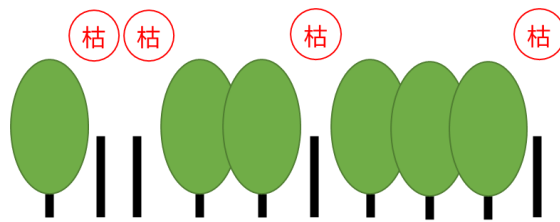
A 不動産業者やハウスメーカーなど、「売買等を目的として土地または建築物を緑化する者」が植栽したと判断される場合は、助成の対象外となります。

Q1-4 樹木に枯れている部分がある。植え替え費用は助成対象になるか。

A 本制度は、新たにみどりを増やすことに対する助成ですので、既存の樹木の植え替えは原則として対象外です。ただし、すでに樹木が完全に枯れている、もしくは今後生育が見込めない場合の植え替えは、助成対象としています。

※ 枯れている部分が一部の場合、その部分の植え替えのみが助成の対象となります。

※ 樹木の伐採・撤去に関する費用は、助成対象ではありません。新たな植栽の費用のみが助成対象となります。



(例) 樹木10本のうち、4本が枯れていて、10本すべてを植え替える場合

・・・枯れている4本の植え替え費用が助成対象です。

枯れている4本の伐採・撤去の費用、枯れていない6本の伐採・撤去および新植の費用は助成対象外です。

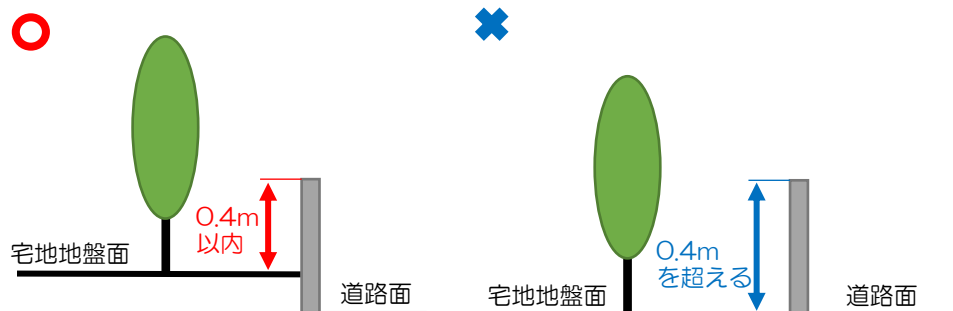
※ 枯れているかどうかの判断は、区職員が現地確認のうえ行いますので、事前にご相談ください。

Q1-5 メッシュフェンスは遮蔽物にあたるか？

A 「道路等から新たに緑化した区域が視認できること」が助成要件です。透過性が高く、内側の緑化が視認できる場合であれば遮蔽物には該当しません。具体的には、透過率が7割程度以上であることが目安です。

Q1-6 道路と敷地に高低差がある場合も縁石の高さは0.4m以下にしなければ助成対象にならないのか？

A 遮蔽物の高さ「宅地面から0.4m」とは、植栽する地盤面から0.4m以下であることを指しています。道路面との高低差ではありません。道路面から見た縁石の高さが0.4mを超えていても、宅地面からの高さが0.4m以下であれば助成対象となります。



Q1-7 既にある植栽済みの緑化区画を拡張する場合や、既存緑化区画にさらに植栽する場合は、助成対象になるか？

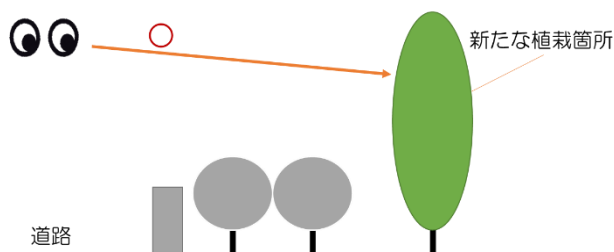
A 緑化区画の拡張や、すでに樹木等のある緑化区画にさらに植栽する場合も、新たな植栽であれば助成の対象とすることができます。

ただし、既存の樹木等を撤去する場合は「植え替え」の扱いとなるため、枯死している等の例外を除き、当該部分は助成対象とはなりません。また、既存樹木のある区画にさらに植栽する場合には、樹木の成長を妨げる密植にならないよう注意してください。

なお、既にある緑化区画の奥側に植栽する場合も、植物は遮蔽物とはみなさないため、道路から3m以内であれば助成は可能です。ただし、下の図を参考に、奥の木を高くするなど、できる限り道路から新たな植栽が見えるように、計画の工夫をお願いします。

【推奨例】

道路から新たな
植栽が見える



《樹木緑化に関すること》

Q4-1 樹木の高さはどのように判断するか？

A 樹木の高さは、①植栽する地面からの高さ かつ ②植栽時点の高さ で決定します。
成長すれば 2.0m 以上の高木になる種類であっても、植栽した時点での高さが 1.2mであれば、1.2m の樹木として助成額を決定します。

Q4-2 樹木を複数植えた場合の領収書は、支払の総額がわかればよいか？

A 領収書提出の際は、総額だけでなく、それぞれの木の価格がわかるようにしてください。領収書のみで個々の価格がわからない場合には、レシート等を添付するなど、支払いの内訳がわかる資料を合わせてご提出ください。

《フェンス緑化に関すること》

Q5-1 フェンスであれば、どのような形状でも対象になるか？メッシュフェンスだと中が丸見えなので、中が見えにくいフェンスにしたいと思っているが、助成の対象になるか。

A フェンス緑化を行う場合のフェンスの形状に要件はありませんが、植物をフェンスに十分に這わせるには、日照や風通しの確保のため、ある程度開口部が多い（透過率が高い）ことが必要です。
フェンス緑化は、フェンス全体を覆えるほどの植物の植栽が要件となりますので、植物の十分な生育が見込めない形状のフェンスの緑化は、助成対象外となることがあります。詳しくは、区職員にご相談ください。

《プランター緑化に関すること》

Q6-1 プランター緑化で助成対象となるもの、助成対象とならないものは何か？

A 助成対象となるものは、以下のとおりです。

- プランター（容量 50ℓ 以上）
- プランターに植栽する樹木
（花などの1年草等は対象外です ……Q6-5 参照）
- プランターに入れる土壌等の緑化資材

上記の対象に該当する物品であっても、領収書・レシートで金額・支払日が確認できないものは、助成することができません。また、緑化後に申請する場合、購入から2か月が経過したものは助成対象外となります。

Q6-2 現在使っていないプランターが家にある。これに新たに樹木を植えた場合にも、助成を受けられるか？

A 新たな緑化であり、その他の助成要件も満たしていれば、すでに所有しているプランターを使った場合でも申請可能です。

申請日からさかのぼって2か月以内に購入したプランターは、領収書等で日付が確認できるものであれば助成対象となります。

申請日の2か月前よりも前に購入したプランターを緑化する場合は、プランターの購入費は助成対象となりませんが、植栽する樹木、土壌等の購入費が助成対象となります。

Q6-3 道路から視認できれば、室内や屋根がある場所への設置でもよいのか？

A 敷地境界線から3m以内かつ道路から樹木が見える場合であっても、壁に囲われた建物内（例：ガレージやガラス張りのサンルーム等）への設置は助成対象外です。ひさし、カーポート等の壁のない工作物であれば屋根がある場所への設置は可としますが、雨があたりにくく、植物の生育に影響が出る可能性もあることにご留意ください。

Q6-4 プランター購入後に申請をする場合、どのような状態になっていれば申請できるか？ 購入したプランターが確認できればよいか？

A 本制度は、みどりを増やすことを目的としていますので、プランターを購入しただけでは助成対象となりません。そのプランターを使って、緑化をすることが必要です。
したがって、申請時には購入したプランターに植栽を行い、助成要件を満たす場所に設置されている必要があります。助成要件を満たしたプランターでも、設置と植栽が確認できない場合には、助成をすることはできません。

Q6-5 「植栽時の高さが0.3m以上の樹木を1本以上植栽すること」とあるが、それ以外には何を植えても自由か？

A 高さ0.3m以上の樹木が1本以上あれば、それ以外の植栽は自由です。地被植物のほか、花などの1年草を植えても構いません。ただし、花などの1年草は助成の対象外です。

《塀や舗装の撤去に関すること》

Q7-1 高さ何センチからが、塀の撤去費用の対象になるのか。

A 遮蔽物として規定している 40 cm（ブロック 2 段程度）を超えるものについては、塀の撤去費用の助成対象になります。

Q7-2 緑化をするつもりで、塀だけ先に撤去してしまった。写真は残っているので、助成を受けられないか。

A 申請書提出・交付決定の前に撤去された塀にかかる経費は、助成対象外です。

《手続き・書類等に関すること》

Q8-1 緑化をする土地所有者が、助成金の申請手続きを代行してほしいと言っている。緑化をする本人に代わって、手続きを代行することはできるか？

A 本制度では、区へのご相談や申請手続きを、ご本人に代わって事業者様が行うこともできます。ただし、委任状が必要になる場合もありますので、ご注意ください。

(1) 事前相談、本人が作成した申請書類などの提出
 申請内容の事前相談、問い合わせ等は、事業者様より区にご連絡いただいで差支えありません。
 また、本人が作成（記入）した申請書類等を、事業者様が来庁、メール等で提出される場合には、特に必要な手続きはありません。

(2) 事業者名での申請書類の提出
 申請書類等をご本人に代わって事業者様が作成し、事業者名で申請書を提出する場合には、委任状の提出が必要です。交付申請書提出時に、委任状を合わせてご提出ください。
 なお、この場合であっても、完了報告時に提出する領収書の宛名、助成金の振込先は、緑化を行ったご本人（事業者様ではありません）となります。

	領収書の宛名	請求書の「申請者」・助成金の振込先
委任状なし	申請者	申請者
委任状あり	緑化を行った本人 (委任者)	緑化を行った本人 (委任者)